

譲業者事處足三〇番、香風給業宮風處足三〇番)を隸

す。發達と共に其夫墓塚(裡土雞業山田處足四〇番)を金灰
せる。

(8) 諸團音中轉越添監督の如く又即其の添監に於る為替代
支給せよ。

(9) 本貢金の代金子兵吉(草鞋子)は一人當立團旗を
貢金割直さず支給ふ。

(1) 正月二十正日忍耐六月四日或の(金子兵吉群體)蘇附

而して「丁寧業社」並發達と共に諸團音に接する。

十五日來猪臘中の頃六月二日來社内出木の糞業處不滿も
嘗て金子兵吉の送辭等」むべへゝ同人(半)ア正月二

日轉移關係者を除く猪臘大谷處主懸懸難を送資送變

樹人協調會福岡出張所

樹人協調會福岡出張所

示して就夫の勧善防非に努めた。

八、争議の發生並に其の經過

六月六日午後就夫側は一應從來よりの關係者たる前記水
谷辨護士に對し代表者八名を以て次の要求をなした。

(1) 本年二月以降の未拂資金の支給

(2) 謹告手書並に歸郷旅費の支給

然るに同人より極よく拒絕されたので、更に金子兵吉に
對して草鞋錢(同人發表の第一項の資金は受取りたるも
第二項の草鞋錢は之を受取らず)の増額を要求したので
ある。

而して就夫側は殆んど現金給與を受けざると且つは五日
より就夫側よりの未拂支給を爲糧食の有様にて固執甚
しく、六日は金子兵吉の使用人たる現就長より二十圓其